

# 鎌倉研究における考古学の役割

## 第1回 鎌倉の考古学と遺跡1

古田土俊一

### ◇歴史時代の考古学

- ・歴史時代…日本考古学の歴史区分の1つ。文献史料の有無で判断。およそ飛鳥時代（7世紀）～現代。
- ・時代ごとの文献史料数の具体例（時代ごとの古文書を収集した東京堂出版刊行の史料集）  
『寧楽遺文』…3巻（ほぼ正倉院文書）。『平安遺文』…15巻。『鎌倉遺文』…50巻。  
→文献史料が少ない時代ほど考古の役割が大きい。…と一概に言うことはできない。  
…文字を扱う身分の情報が主体のため、当時の市井の人々の生活様相などは不透明。  
記載があっても建物などの構造は具体性に乏しく細部までを描くことはできない。  
→どの時代であっても記録に現れない情報は存在する。→考古学による埋蔵文化財調査の必要性。
- ・歴史考古学…文献史料の存在する時代（歴史時代）を対象とする考古学。  
先史考古学と同様の考古学的研究法と、文献史料との総合研究を必要とする。  
→中世を対象とする中世考古学（鎌倉・戦国など細分化した分野としても研究が進展）。

### ◇鎌倉の発掘にかかる現代の法令

- ・どこを発掘しても良いというわけではない（土地の所有者の許可・行政予算などと兼ね合い）。  
A) 学術調査…歴史や文化を研究するために行われる発掘調査。  
B) 緊急調査…開発工事などにより失われる遺跡の情報を記録・保存するため行われる発掘調査。  
→鎌倉市内で実施される年間の調査のうち9割以上を占めるのが緊急調査。

### ○文化財保護法（文化庁）

- ・鎌倉は市域の多くが「埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）」。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、教育委員会に事前の届出を行う（文化財保護法第93条・94条）。新たに遺跡を発見した場合にも届出を行う（同法96・97条）。
- ・出土した遺物（出土品）は所有者が明らかな場合を除き、発見者が所管の警察署長へ提出する（同法100条）。所有者が判明しないものは原則として都道府県に帰属される。
- ・届出を受け、都道府県・政令指定都市等の教育委員会の協議の結果やむをえず遺跡を現状のまま保存できない場合には、事前に発掘調査を行って遺跡の記録を残し（記録保存）、その経費については開発事業者が協力を求めている（事業者負担）。ただし個人が営利目的ではなく行う住宅建設等、事業者が調査経費の負担を求めることが適当でないと考えられる場合には、国庫補助等、公費により実施される。

### ○古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）国土交通省 昭和41年

- ・国土交通大臣が「歴史的風土保存区域」を指定し、この区域内での宅地造成や開発などの行為には府県知事（政令市においては市長）への届出が必要となる。また保存区域内の特に重要な地域「歴史的風土特別保存地区」では、これらの行為に対して府県知事等の許可が必要となる。
- ・鎌倉市の「歴史的風土保存区域」は、市全体の面積の約24.8%にあたる約982.2haが指定。このうち「歴史的風土特別保存地区」は市全体の面積の約14.5%にあたる約573.6haが指定。
- ・「古都」とは、わが国往時の政治・文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村で、下記※の都市が定められている。

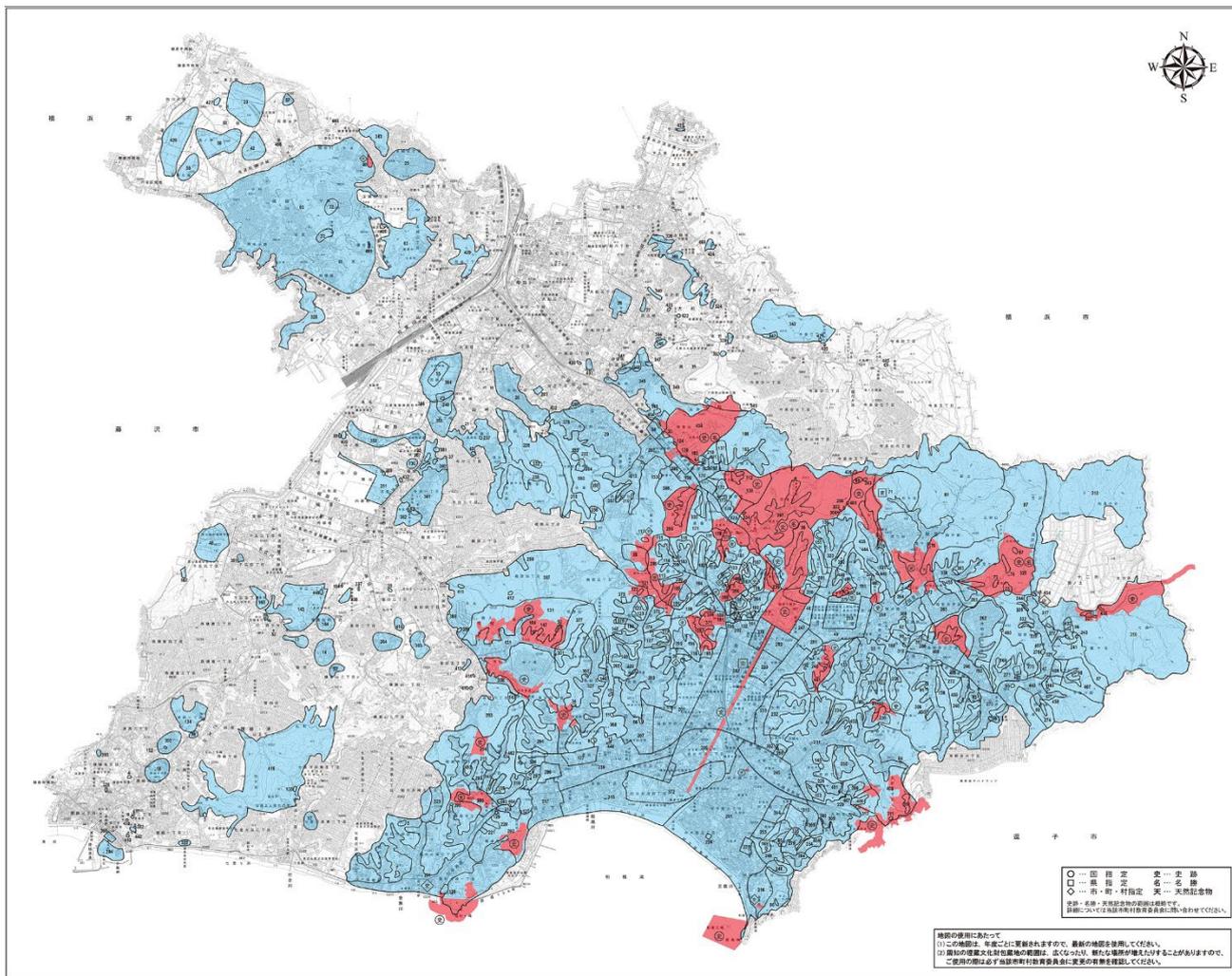
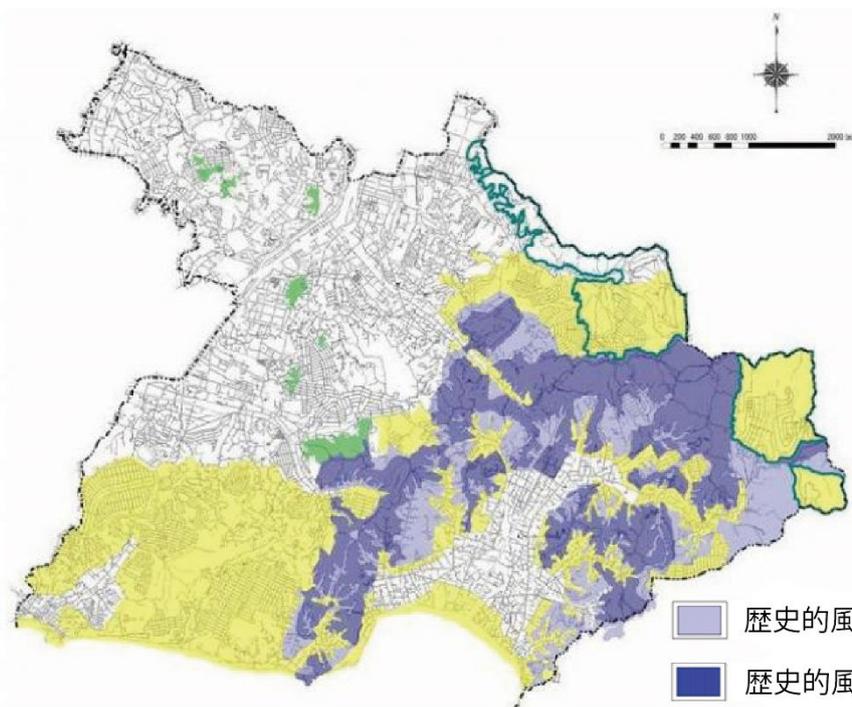


図 1 鎌倉市における周知の埋蔵文化財包蔵地(鎌倉市 HP より)



※指定の古都

- ・京都府「京都市」
- ・滋賀県「大津市」
- ・奈良県「奈良市」  
「天理市」「橿原市」  
「桜井市」「生駒郡斑鳩町」  
「高市郡明日香村」
- ・神奈川県「鎌倉市」  
「逗子市」のみ。

図 2 古都保存法の鎌倉市内指定地域(同市 HP)

### ◇都市遺跡特有の土地形成と制約

鎌倉の地盤は岩盤か自然堆積の中世地山。古代および鎌倉時代からは建替えによる人為的な埋め立てが層を成す。→建て替えは短い期間で繰り返し行われ、多数の生活面を形成する。

→源頼朝の暮らした鎌倉時代初期の層は中心地で地表からおよそ 3m 下層であることが多い。

→調査の多くが個人住宅の緊急調査。破壊を受ける住宅部分のみを調査するため、調査範囲は狭小。

→調査区の壁は崩落防止のために傾斜をつけて掘り進めなければならない、調査範囲はさらに狭くなる。

以上の調査時の制約により、3m を超える深さの層においては実態把握が困難な状況が続いている。

#### 【個人住宅建設に伴う緊急調査の具体例】

鎌倉で近年主流の住宅面積 …2 階建て住宅（床面積 120 m<sup>2</sup>） =1 階部分の面積 60 m<sup>2</sup>。

この土地は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、住宅の建築に伴い基礎を打つ、竪坑を入れる、地盤を改良する、地下室をつくるなど、地下の埋蔵文化財が失われる恐れがある場合には事前の発掘調査が必要。

掘削の際の廃土置き場を確保するため全体を 2 区に分ける必要がある。

→1 区分の調査面積は単純計算で 30 m<sup>2</sup>となり、地表部で縦 5m×横 6m。

調査区の壁は崩落防止のために傾斜をつけて掘り進めなければならない。

必然的に深い面の調査面積は狭くなっていく。

3m 下の平面は縦 1.4×横 2.8m およそ 2 畳分の空間。

調査範囲が狭すぎるため、遺物は採取できるが遺構（建物跡など）の全容は掴めない。

さらなる深掘りは崩落の危険性を高めるため、一部トレンチを掘り地山の確認をするのが限界。

→鎌倉時代初期の考古学的解明は依然として進まない。

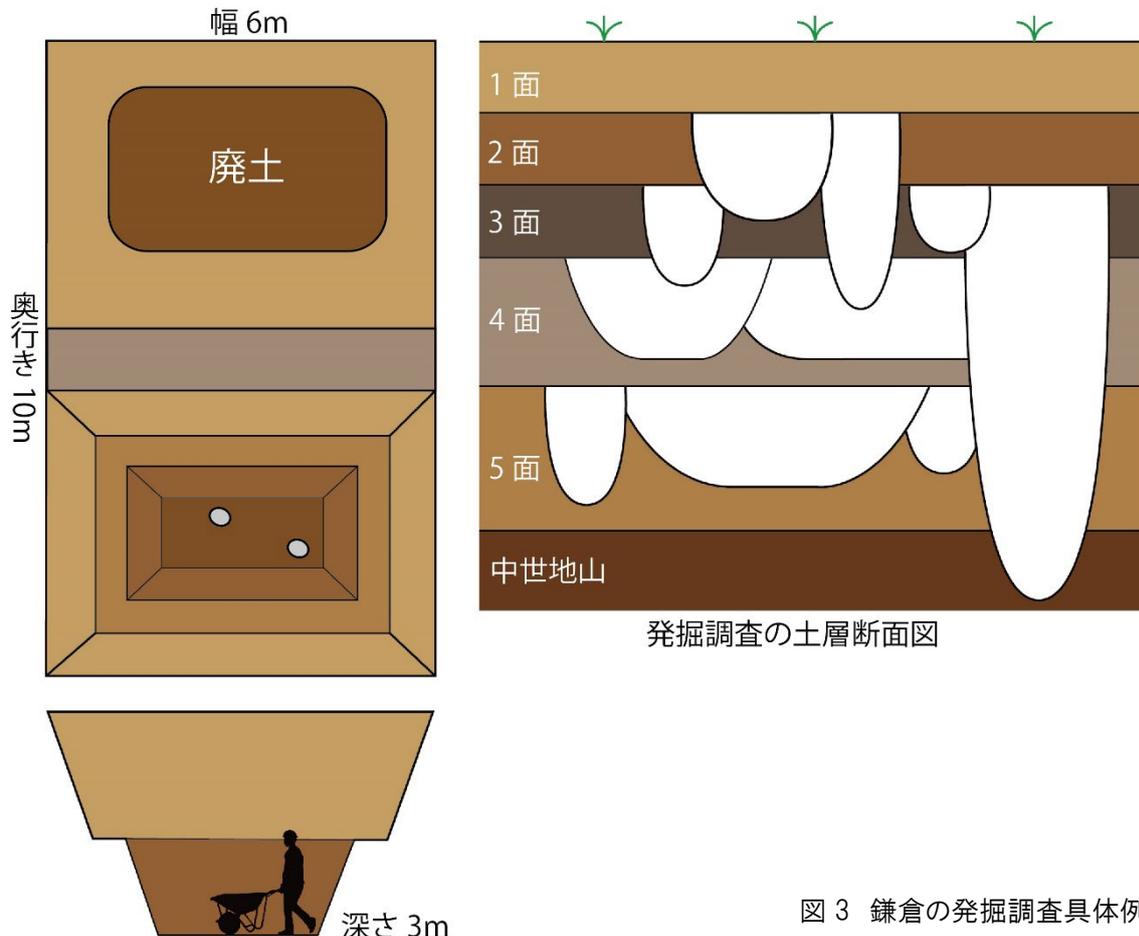


図 3 鎌倉の発掘調査具体例

#### ◇失われた寺院の発掘と保存活用 —永福寺—

- ・鎌倉幕府の中心である大倉幕府などの政庁は、いまだ考古学からのアプローチができていない。
- ・幕府の公的寺院である鶴岡八幡宮・勝長寿院・永福寺の建立（鎌倉三大寺院）のうち、鶴岡八幡宮は境内の一部が発掘、勝長寿院はほぼ未発掘であるなか、永福寺は昭和58年（1983）～平成8年（1996）に調査が実施され、不透明であった伽藍の全容を把握するに至った。現在、周囲約88,000㎡が史跡に指定され、伽藍の基礎と庭園が保存活用されている。

○永福寺 …奥州合戦の戦死者追悼のため建立（敵味方供養）。浄土庭園を配する臨池式伽藍。

建立は建久三年（1192）より開始。

浄土庭園 …「仏教の浄土思想を基に、末法思想の影響を受け、平安時代中期以降に盛んに造られた池庭の形式で、仏堂と一体になり浄土の荘厳を示すために堂前に造られた園地」京都平等院（鳳凰堂）や平泉の無量光院など。→平安期の文化を踏襲した寝殿造であることが特徴。

- ・発掘調査により二階堂・薬師堂・阿弥陀堂の三堂を中心とする壮大な伽藍や庭園の存在を確認。

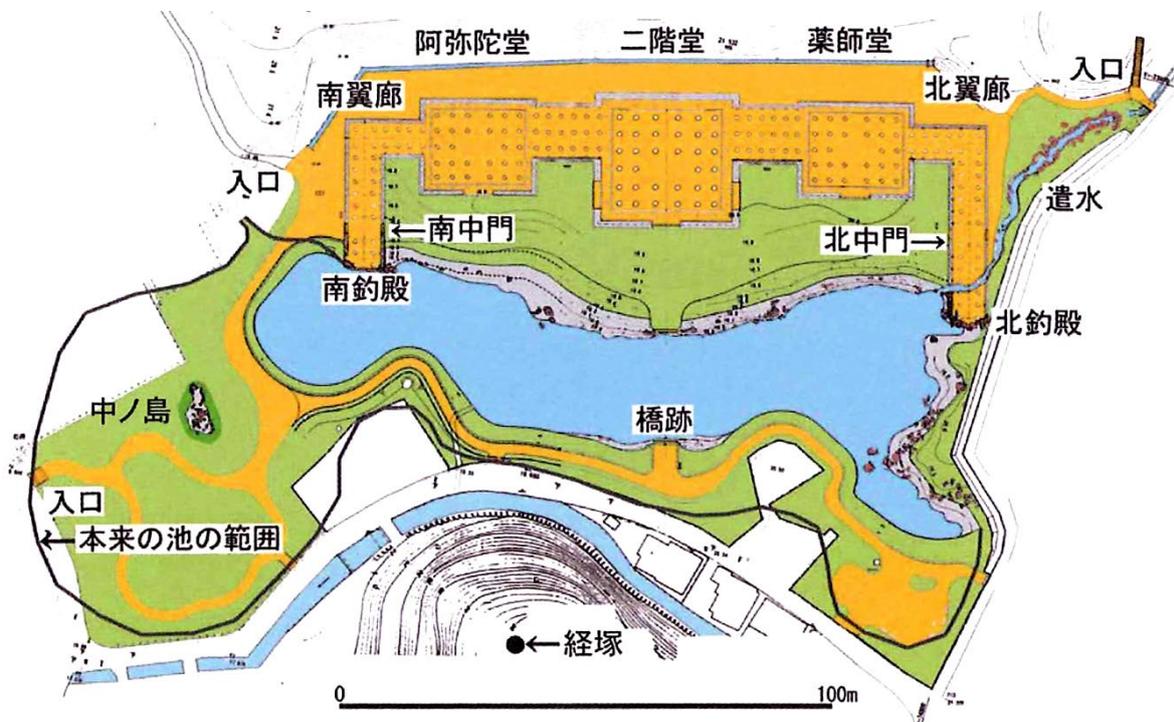


図4 永福寺伽藍配置

#### ◇現存する寺院の発掘 —建長寺—

- ・現存する寺社の境内を自由に発掘するわけにはいかない。チャンスは改築の事前調査。

○建長寺 …建長五年（1253）建立。中国人僧侶の蘭溪道隆を開山に迎える。その後23年を費やし伽藍が完成。この伽藍は当時最新の宋代仏教を實踐できるよう忠実に再現された。宋風伽藍（禅宗様とも）。

『建長寺指図』…元弘元年（1331）作成の建長寺指図を、南北朝期に京都東福寺の工匠が東福寺造立のため模写し、それを江戸時代に建長寺僧がさらに模写し現代に伝わる。

- ・寺務所などの建て替えに際した発掘調査で、鎌倉時代の法堂から得月楼、池までの伽藍の一部が出土。出土した伽藍の一部は『建長寺指図』と合致する結果となった。

出土した四半敷きが磚ではなく、鎌倉石製であることは『指図』だけではわからない情報。

→鎌倉時代初期の臨地式伽藍（寝殿造）から鎌倉時代後期の宋風伽藍への変化を考古学から確認。

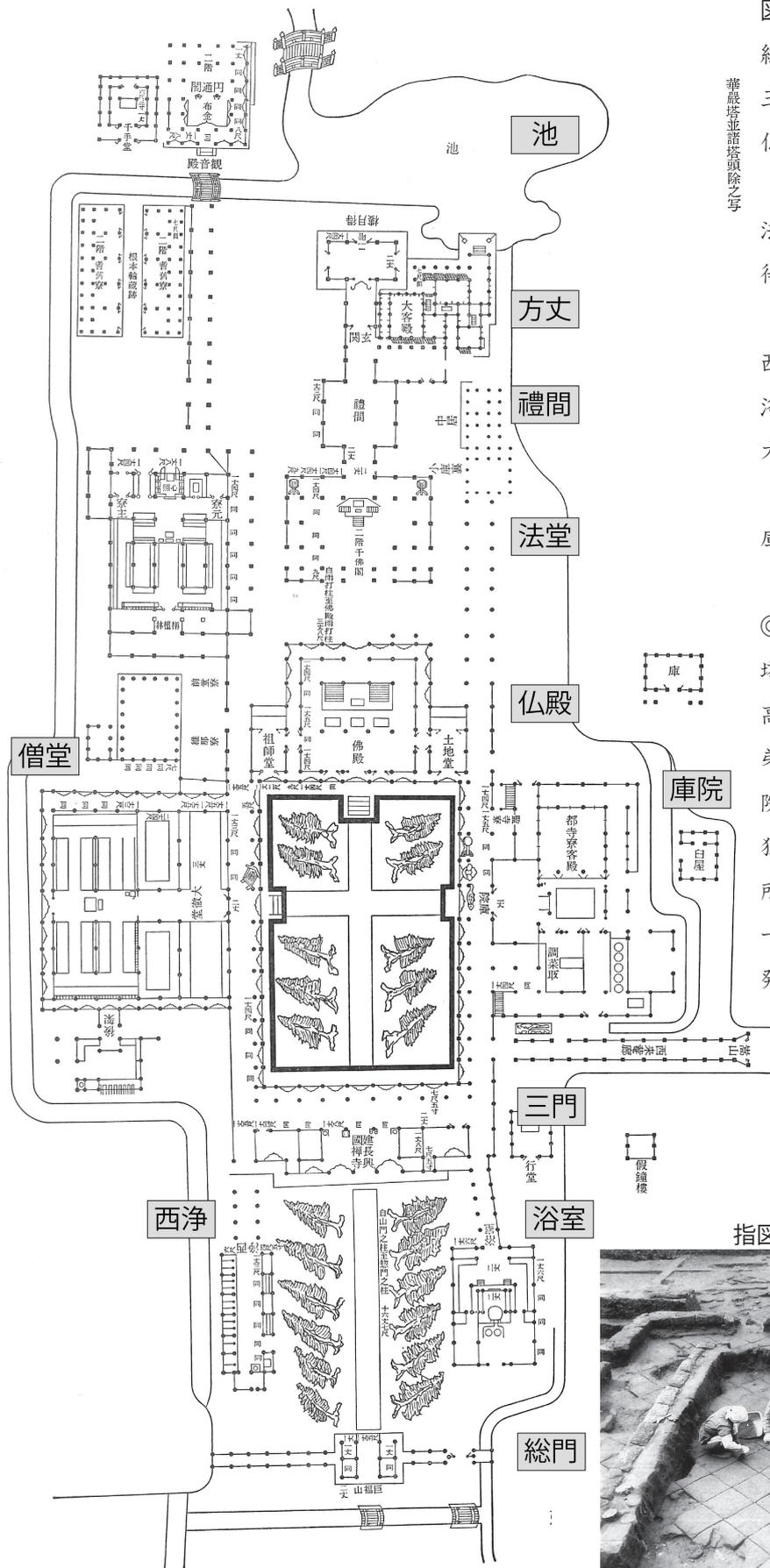


図5 『建長寺指図』

総門…伽藍の表門

三門…伽藍の正門

仏殿（土地堂・祖師堂）

…本尊を安置。

法堂…説法を行う堂

得月楼（方丈）

…住持の居住する場所。

西浄（東司）…トイレ

浴室…風呂

大徹堂（僧堂）

…僧侶生活の場

庫院（庫裏）…台所

◎ほか指図には無いが、

塔頭（塔所）（子院）…

高僧の墓を安置し守る場所。

弟子が相伝し山号をもたず、院、庵、軒などの称号をもつ。

独立した一寺ではないが、

所領を保有して末寺を有し、

一派の拠点となるなどして

発展。院主。

指図の法堂付近で出土した四半敷き

